

2022年12月27日現在

## 『新スーパー過去問ゼミ6 憲法』訂正と追録

(初版第1～4刷用)

### 【訂正】

●11 ページ(第3刷で修正)

(誤)031.実戦 No4 地上特別区 H24\*\*\*

(正)031.実戦 No4 国家総合職 H24\*\*\*

●118 ページ必修問題のウの下2行目(第3刷で修正)

(誤)債権者の審尋 →(正)債務者の審尋

●323 ページ下3行目(第5刷で修正予定)

(誤)無限解説と限界説→(正)無限界説と限界説

●331 ページ下4行目(第3刷で修正)

(誤)いずれかの議員→(正)いずれかの議院

●442 ページ(第3刷で修正)

(誤)正答 No. 1 =2→(正)No. 1 =3

### 【追録】

以下は、判例変更による修正ですべて本書の第3刷で修正しています。

●97 ページ下1行目に下記を追加する。

近時、判例は、那覇市による孔子廟の土地使用料全額免除について**違憲**と判示した(最大判令3・2・24)。

●343 ページ必修問題の解説4を下記に差し替え、「正答なし」とする。

4× 地方議会議員の出席停止処分は司法審査の対象になる。

出題時は妥当であったが、令和2年11月25日の判例変更により、正答なしとなった。

新判例は、出席停止の懲罰が科されると、当該議員はその期間、会議及び委員会への出席が停止され、議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動を行うことがで

きず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる。議員の権利行使の一時的制限にすぎないものとして、その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできない。出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができるというべきであり、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となるとした(最大判令2・11・25)。

5× 解説略

正答なし

- 345 ページ上 10 行目「部分社会の例として、地方議会、大学、政党などがある。」を下記に差し替える。

「部分社会の例として、大学、政党などがある。」に差し替える。

- 345 ページ上 12～18 行目の「判例 地方議会議員の懲罰決議取消請求事件(最大判昭 35・10・19)～とどまらないからである」を削除する。

- 345 ページ下 10～12 行目の表を削除する。

- 345 ページ下 1 行目に下記の判例を追加する。

判例 出席停止処分取消等請求事件(最大判令2・11・25)

出席停止の懲罰が科されると、当該議員はその期間、会議への出席が停止され、議事に参与して議決に加わる議員の中核的な活動をするができず、議員の責務を果たすことができなくなるから、議員の権利行使の一時的制限にすぎないとして、その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるとはいえない。議会の自律的な権能に基づいてされ、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができ、地方公共団体の議会議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる。

地方公共団体の議会議員に対する出席停止の懲罰の適否について、司法審査を否定していた従来の判例を、60年ぶりに変更したものである。

- 348 ページ選択肢4の解説の2～6行目「自律的な法規範を持つ社会ないし団体～これに対し、」を削除する。

- 349 ページ選択肢3の解説の2～5行目「自律的な法規範を持つ団体では、～

裁判権が及ばないとした。」を削除する。

●354 ページ No. 4 選択肢アの解説を下記に差し替える。

ア×地方議会議員の出席停止処分も除名処分も審査する。

出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができるというべきであり、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となるとした(最大判令2・11・25)。出題時は妥当であったが、判例変更により正答なしとなった。P342 必修問題参照。

●355 ページ No. 4 解説文の最終行の「以上から、妥当なものはアとエであり、2が正答となる。」を下記に差し替える。

「以上から、妥当なものはエのみであり、正答はなしとなる。」

●355 ページ No. 5 解説オの「D(最大判昭 35・10・19)と」を削除する。

●356 ページ下3～1行目「したがって、正しい組合せは、～4が正答となる」を下記に差し替える。

「なお、Dについては、出題時はオに対応して結び付くものであったが、判例変更により、オと結びつかなくなった。P342 必修問題参照。

したがって、正しい組合せはA-オ、B-イ、C-エ、E-ア、F-オ、G-ア、H-エである。よって判例変更により正答なしとなった。」

●357 ページ下1行目の正答を下記に差し替える。

正答 No. 3 = 5 No. 4 = なし No. 5 = なし No. 6 = 2

以上

株式会社 実務教育出版